

ごあいさつ

平成 30 年 3 月

鶴居村長 大石 正行



私たちの鶴居村は昭和 12 年に舌辛村（現釧路市阿寒町）から分村し、先人のたくましい開拓精神とたゆまぬ努力により、今日の本村の発展の礎が築かれ、昨年、開村 80 周年を迎えることができました。

本村は、開村より農業基盤の整備や生活環境の充実に取り組み、着実な発展を遂げてきたところであります。

しかし、今日のわが国の状況は、少子高齢化や人口減少の急速な進行、高度情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化、地球環境への配慮や資源・エネルギー事情の変化、大規模自然災害リスクの高まり、都市部への人口集中など社会環境が刻々と変化しており、また本村の基幹産業である酪農についても、牛乳乳製品の安定した需要に支えられ好調な市場環境にある一方で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）や日・EU 経済連携協定（EPA）等の国際的協調の動きから、その影響が大いに懸念されるところであります。

こうした時代の潮流を的確に把握し、将来のむらづくりの指針として 2018 年度から 2027 年度までの 10 年間を計画期間とする「つるい未来創造プラン（第 5 次鶴居村総合計画）」を策定いたしました。

この計画は、「^{あす}未来を奏でる鶴居スタイルの確立～協働による新たな時代への挑戦～」をむらづくりのテーマとして、今日の鶴居村を築いてこられました先人のご労苦やその歴史に感謝し、恵まれた地域資源を最大限に活かしながら、村民一丸となって英知を結集しこの難局を乗り越え、本村の持続的な発展につなげていくむらづくりを目標としています。

計画の推進に向けては、各種施策の計画的かつ効果的な実現のために全力を尽くす所存ではありますが、村民、地域、行政が連携・協力しながら目標の達成や課題の解決に取り組むとともに、国や道をはじめとする関係機関の一層のご理解とご指導を切にお願いするところであります。

おわりに、この計画策定にあたりまして貴重なご意見をお寄せいただいた村民の皆様や慎重なご審議を賜りました村総合計画審議会及び村議会に対して深く感謝申し上げます。



目次

第1部 序論	1
第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 計画の概要	4
1 計画の目的と役割	4
2 計画の構成と期間	4
3 計画策定の視点	6
第3章 鶴居村の概況	7
1 位置・地勢	7
2 人口・世帯の状況	8
3 産業の状況	9
第4章 鶴居村を取り巻く時代の潮流	10
1 少子高齢化と人口減少の進行	10
2 高度情報化の進展	10
3 価値観・ライフスタイルの多様化	10
4 経済情勢の変化	11
5 地球規模での環境問題への対応	11
6 住民との協働によるむらづくりの構築	11
7 タンチョウとの共生	12
8 公共施設の老朽化対策	12
第5章 鶴居村の特性	13
第2部 基本構想	15
第1章 むらづくりの目標	17
1 むらづくりの方向	17
2 むらづくりのテーマ	18
3 基本目標	20
4 土地利用の基本方針	21
5 将来人口の目標	22
第2章 分野別むらづくりの基本方向	23
1 施策の体系	23

2	分野別施策の大綱	24
3	重点プロジェクト	30

第3部 基本計画 33

第1章 地域特性を活かした活力あるむらづくり 35

1	農業	35
2	林業	38
3	商工業	40
4	観光	41
5	雇用	44

第2章 とともに支え合い生き生きと暮らせるむらづくり 46

1	健康づくり	46
2	地域医療	47
3	出産・子育て	49
4	地域福祉	51
5	高齢者福祉	53
6	障がい者福祉	55
7	社会保障	57

第3章 安心・安全で快適に暮らせるむらづくり 60

1	市街地整備	60
2	住環境（住宅・宅地）	61
3	道路・公共交通	63
4	交通安全	64
5	防災・防犯	65
6	消防・救急	67
7	国土保全（治山・治水）	69
8	情報通信	70

第4章 豊かな自然と共生する美しいむらづくり 72

1	土地利用・地域整備	72
2	自然環境保全・景観形成	73
3	公園・緑地	75
4	新エネルギー	76



5	上水道・生活排水処理	78
6	ごみ処理・リサイクル	80
7	環境衛生	81
第5章 豊かな人間性を育むむらづくり		83
1	生涯学習	83
2	学校教育	84
3	青少年健全育成	86
4	スポーツ・レクリエーション	88
5	芸術・文化	89
6	人権・男女共同参画	92
第6章 みんなで歩む協働のむらづくり		94
1	地域づくり	94
2	地域間交流	95
3	住民参画	97
4	広報・広聴	98
5	行財政運営	100
6	広域行政	102
資料編		105
1	諮問・答申	107
2	策定の経過	108
3	策定に関わる組織	109
4	鶴居村総合計画条例	111
5	鶴居村総合計画審議会条例	112
6	アンケート調査結果	113

第1部 序 論



第1章 計画策定の趣旨



本村では、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とする第4次鶴居村総合計画を策定し、「夢・チャレンジ 鶴居びと ～四季の詩が流れる大地～」をテーマとして掲げ、その実現に向けたむらづくりを進めてきました。

しかし、近年の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題など大きな変革の時期を迎えています。

また、様々な制度改正や地域主権の推進など、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

さらに、平成23年3月の東日本大震災やその影響による福島での原子力発電所事故は、国民の生活及び国家財政の運営に多大な影響を与えています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、村民との協働をより深めながら、訪れたい村、住んでみたい村、住み続けたい村としての信頼と評価を高めるための施策展開が必要であると考えています。

これからも本村が発展していくためには、健全な財政のもとで村民・事業者・行政が一体となって、安全で安心できる生活環境の形成や、豊かな自然環境及び「タンチョウ」と共存するむらとしての優位性を活かし、個性あふれるむらづくりを推進していくことが求められています。

時代の変化に柔軟に対応し、本村がめざす姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、平成30年度を初年度とする「つるい未来創造プラン」（第5次鶴居村総合計画）を策定します。

序 第1部
論

基本 第2部
構 想

基本 第3部
計 画

資 料
編

第2章 計画の概要



1 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

「つるい未来創造プラン」（第5次鶴居村総合計画）は、第4次鶴居村総合計画の実績と評価を踏まえ、平成30年度から始まる本村の新しいむらづくりの指針となることを目的として策定します。

(2) 計画の役割

本計画は、以下のような役割を持っています。

- 住民と行政が本村の現状、課題、将来予測に関する情報を共有するための役割
- 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにするための役割
- 住民と行政の協働によるむらづくりの指針としての役割
- 国、道、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

2 計画の構成と期間

この計画は、政策を位置づける「基本構想」、施策を位置づける「基本計画」、事業を位置づける「実施計画」の3層構造により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、将来に向けて、本村がめざす総合的かつ計画的なむらづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとします。

本計画における基本構想期間は、平成30（2018）年度を初年度に、向こう10年間の2027年度までとします。

(2) 基本計画

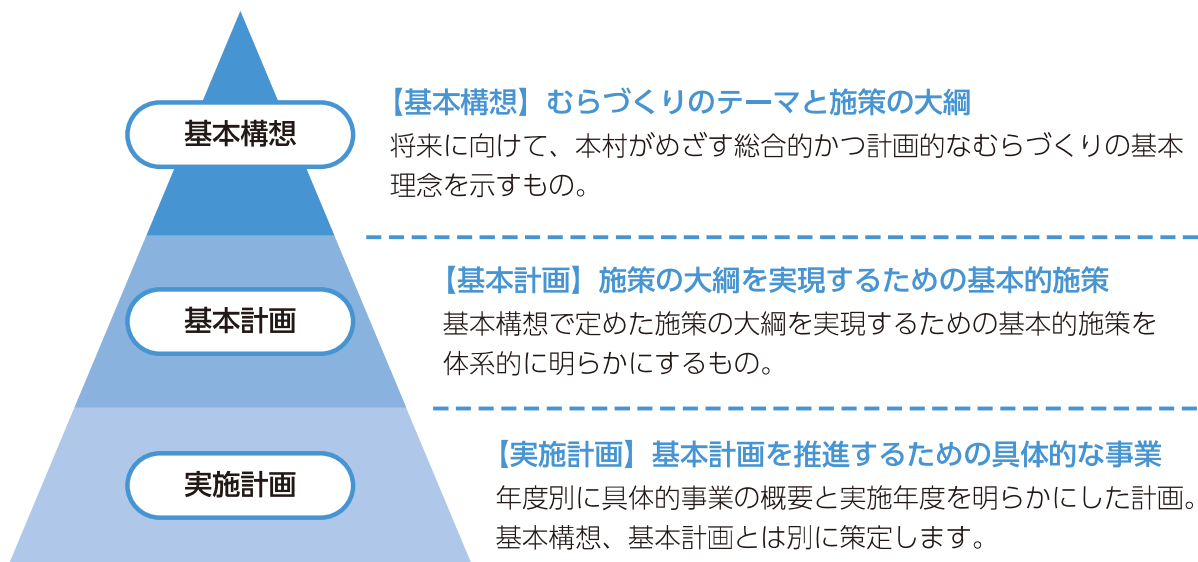
基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策を体系的に明らかにするものとします。

本計画における基本計画期間は、基本構想の期間と同様、平成30（2018）年度を初年度に、向こう10年間の2027年度までとします。

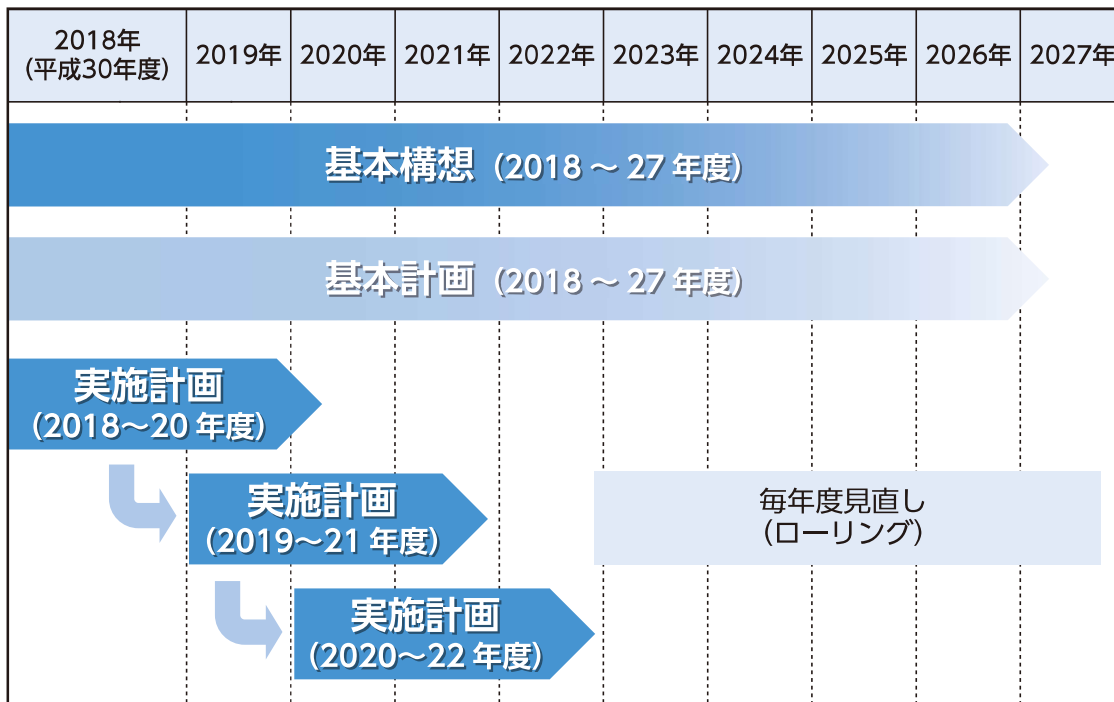
(3) 実施計画

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにした計画とします。実施計画の計画期間は3か年とし、各年度の財政状況や事業の進捗状況、評価を踏まえて、毎年度見直しと調整を行います。

■総合計画の構成



■計画の期間



3 計画策定の視点

「つるい未来創造プラン」（第5次鶴居村総合計画）の策定にあたっては、先行して策定した「鶴居村人口ビジョン」及び「鶴居村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとするほかの計画との整合を図り、次の点を重視することとします。

（1）村民参加等による計画づくり

むらづくりが、村民・団体・企業・行政等の本村構成員のすべてによって進められるよう、各種の意見聴取機会やアンケートなどで寄せられた村民の声を活かすとともに、多様な村民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

また、役場職員の意識高揚に努め、積極的参画を図ります。

（2）長期的な人口維持を見据える視点

現在、日本は長期的な人口減少社会へ突入しており、本村にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口維持政策を重視します。

（3）実効性の高い計画策定

行政経営の視点に立ち、基本計画や実施計画と予算との連動性を強め、財政的見通しを踏まえた実効性のある計画づくりを進めます。

（4）現行計画の成果と課題を踏まえた計画

第4次鶴居村総合計画に基づき、これまでの10年間における施策・事業の評価を行うとともに、村民アンケートにより施策の満足度と重要度を分析します。また、実際に施策・事業を推進する上で発生した課題の整理を行い、社会潮流を踏まえた上で、今後10年間の取組を検討していきます。

第3章 鶴居村の概況



序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

1 位置・地勢

本村は、北海道東部の釧路総合振興局管内内陸部ほぼ中央に位置しており、東西約 20km、南北約 44km、総面積 571.80km²を有しています。

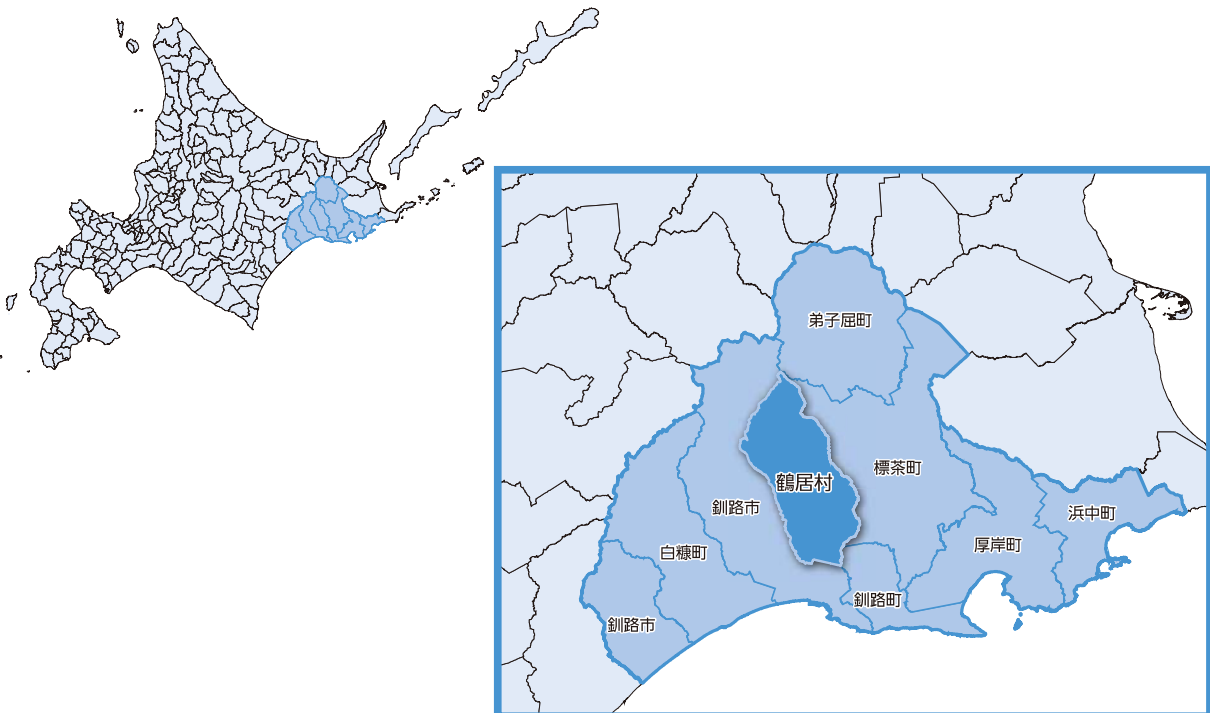
東は久著呂川を境として標茶町に接し、西は仁々志別の分水嶺と幌呂原野をへだてて釧路市（旧阿寒町）と接しています。さらに北は、雄阿寒岳東方の分水嶺をもって、釧路市（旧阿寒町）、弟子屈町、標茶町に接し、南は大湿原を隔して釧路市と釧路町に接しています。

地勢は北部に山岳丘陵が連なり、各河川の源となっています。東から久著呂川、雪裡川、幌呂川が南流し、流域に3つの原野を形成し、原野に続く緩傾斜地帯は丘陵地帯で森林及び草地在広がっています。

海拔標高は、南部の湿原地帯で 3.6m、最高が阿寒山ろくの原始林地帯で 812m であり、農耕地はおよそ 40 ~ 200m の間に拓かれています。

気候は年間を通じて冷涼で、夏季は釧路沖で発生する海霧（ガス）に時折覆われることはありますが、内陸型気候により釧路管内の中では比較的温暖な日が続きます。冬季は晴天の日が多いものの、降雪量が少ないため、地下凍結が 1m 近くに及びます。平成 28 年の最高気温は 30.1℃、最低気温は -21.1℃で、冬は寒さが厳しいものの夏は冷涼で過ごしやすい気候です。

■ 鶴居村位置図

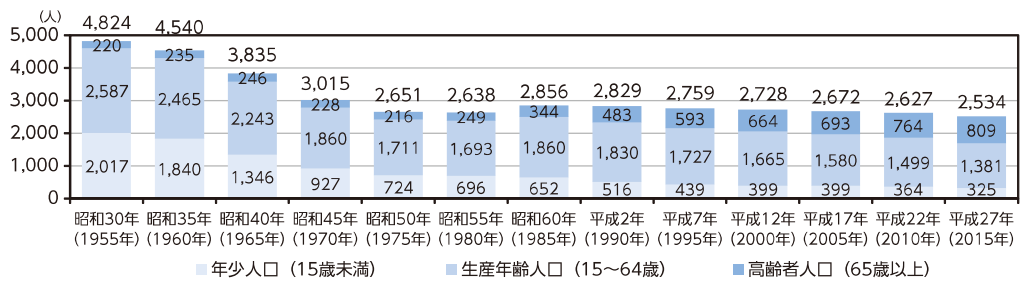


2 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

国勢調査による本村の総人口は、昭和30年の4,824人から減少が続いており、昭和60年には医療機関の進出などにより総人口は一時増加したものの、以降は微減傾向が続いています。このような中、少子高齢化も進行しており、平成27年における高齢者人口の割合は31.9%となっています。

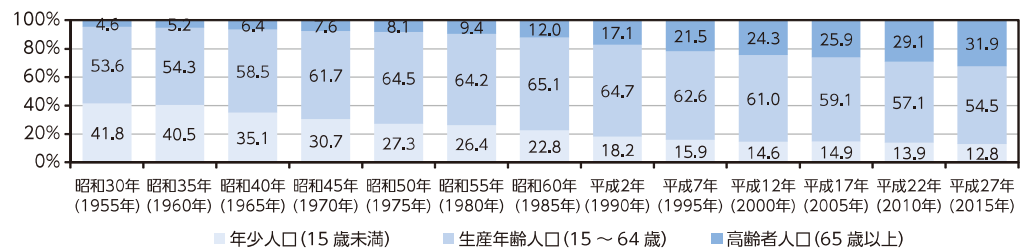
■総人口と年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳：平成27年（19人）

[出典] 国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移

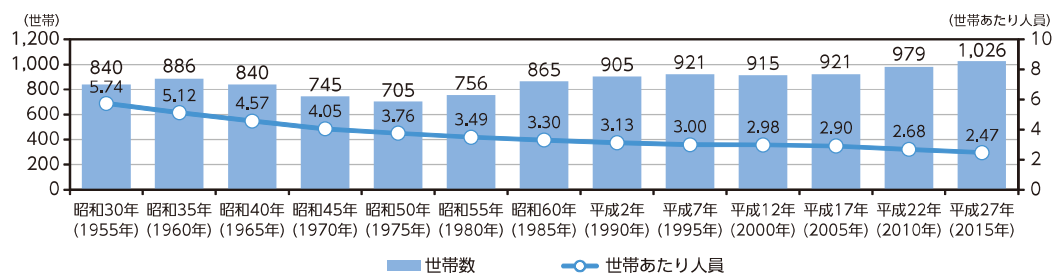


[出典] 国勢調査

(2) 世帯数の推移

世帯数は昭和50年より緩やかな増加傾向となっていますが、世帯あたり人員は昭和30年の5.74人から平成27年には2.47人まで減少しており、核家族化の進行により世帯規模が縮小していることがうかがえます。

■世帯数と世帯あたり人員の推移



[出典] 国勢調査

3 産業の状況

(1) 就業者数の推移

第一次産業の就業者数は減少しており、昭和 35 年には 1,751 人だった就業者数は、平成 27 年には 421 人となっています。

第一次産業就業者数の内訳をみると、農業は減少傾向が続いていますが、林業は平成 17 年を底に増加に転じています。

第二次産業の就業者数は、昭和 35 年から増減はありながらも横ばいに推移していましたが、平成 7 年をピークにおおむね減少傾向にあり、平成 27 年には 115 人となっています。

第三次産業の就業者数は、昭和 35 年以降増加の一途をたどり、平成 2 年に第一次産業の就業者数を超えた後も平成 12 年まで増加傾向にありました。平成 12 年に就業者数 728 人でピークを迎えた後は減少に転じていますが、平成 27 年に再度増加しています。

■産業別就業者数の推移（単位：人）

	昭和 35 年 (1960 年)	昭和 40 年 (1965 年)	昭和 45 年 (1970 年)	昭和 50 年 (1975 年)	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
第一次産業	1,751	1,202	1,009	788	746	674	621	533	473	456	445	421
農業	1,490	954	821	680	656	611	559	485	448	439	429	401
林業	259	244	185	104	86	57	46	37	18	9	13	17
漁業	2	4	3	4	4	6	16	11	7	8	3	3
第二次産業	137	212	183	209	176	213	200	225	155	128	109	115
鉱業	19	0	5	1	0	8	1	5	2	3	1	1
建設業	46	154	136	170	126	169	155	174	117	85	68	70
製造業	72	58	42	38	50	36	44	46	36	40	40	44
第三次産業	356	455	429	455	533	599	640	690	728	676	652	690
電気・ガス・水道業	7	0	1	1	0	0	0	0	3	2	2	1
運輸・通信業	65	64	43	55	40	35	30	37	42	20	28	31
卸売・小売業、飲食店	80	65	47	74	76	71	67	91	116	133	128	143
金融・保険・不動産業	3	4	3	7	11	4	4	12	13	22	5	15
サービス業	167	276	282	262	346	421	463	463	472	417	401	410
公務（他に分類されるものを除く）	34	46	53	56	60	68	76	87	82	82	88	90
分類不能の産業	0	0	0	1	1	0	1	3	0	1	0	4

【出典】 国勢調査

第4章 鶴居村を取り巻く時代の潮流



1 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で減少に転じています。一方で平均寿命の延びにより、超高齢社会が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや高齢者が元気に生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

2 高度情報化の進展

インターネットなどの普及により地球的規模で情報の入手やコミュニケーションを行うことが可能になり、社会経済の様々な分野で情報通信の果たす役割が高まっています。

日常生活においても、情報ネットワークを介して様々なサービスが利用できるようになり、人々の暮らしに大きな変革をもたらしましたが、その反面、企業や個人の情報の流出が問題になっており、適切な情報管理が求められています。

3 価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイルになっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

4 経済情勢の変化

経済の国際化が進み、日本の産業構造は大きく変化してきており、特に製造業における生産拠点の海外移転などで国内産業の空洞化が進行しています。

一方、情報通信、福祉、環境分野において新たな産業の成長が見込まれています。

また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）^{*}をはじめとする自由貿易体制への移行が、日本の産業構造へどのように影響するのか注視されています。

5 地球規模での環境問題への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄による経済活動は、私たちに生活の快適さや便利さをもたらしましたが、その反面、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の変化など深刻な地球規模の環境問題を引き起こしました。

今後は、環境悪化の要因は自分たちであるとの認識に立ち、省エネルギー化と自然エネルギーの推進や資源のリサイクルなど循環型社会の形成をめざすと同時に、自然環境の保全への取組が重要になります。

6 住民との協働によるむらづくりの構築

国の地方分権改革推進計画に基づき、地方分権一括法^{*}による義務付け、枠付けの見直しや機関委任事務の地方への権限移譲が進められており、地方分権は一層進展するものと考えられます。

分権型社会では、地域の自主性を活かしたむらづくりが求められますが、そのためには、住民が主体的にむらづくりに関わり、地域課題の解決に行政とともに取り組むことが不可欠になっています。

近年、ボランティアやNPO法人等による福祉活動・まちづくり活動が活発化し、地域社会での重要性が高まっています。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓にした地域における安全の見直しなど、住民と行政が一体となったむらづくりがこれまで以上に求められています。

^{*}環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）

加盟国間で取引される品目に対して関税を原則的に100パーセント撤廃しようという枠組みのこと。

^{*}地方分権一括法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等を行った法制度のこと。

7 タンチョウとの共生

タンチョウは釧路湿原を中心とする北海道東部に生息する国内希少野生動植物種であり、これまで地域住民らによる献身的な保護活動が行われてきました。本村においても、精力的な冬季の給餌などによりタンチョウとの共存環境の構築を推進し、激減していたタンチョウの個体数は回復してきています。

一方、タンチョウへの給餌が行われてきたことにより、人の生活に近い場所を利用する個体が増えるようになり、電線及び車両などとの接触事故が増加するおそれがあるとともに、農作物・畜産飼料の食害等、人々の生活に被害が生じるなどの新たな課題が発生しています。

そのため、平成25年に「タンチョウ生息地分散行動計画」（環境省）が策定され、タンチョウ生息地の分散化に向けて、給餌量の削減が進められています。環境省が「平成31年度までに「5割削減をめざす」ということを踏まえ、村としての将来を見据えた対応や施策が求められています。

8 公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少等により、今後、公共施設等の利用需要が変化していくといわれています。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。

また、平成26年4月には、国から地方公共団体に対して公共施設等の総合的な管理推進に係る計画策定に取り組むよう要請があり、本村においても「鶴居村公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後老朽化する公共施設やインフラの計画的な更新を進めていく必要があります。

第5章 鶴居村の特性



鶴居村の現状において、これからのむらづくりを進めていく上で「強み」と「弱み」をまとめてみると次のようになります。

鶴居村の強み

■豊かな自然環境や牧歌的な景観

釧路湿原をはじめとする豊かな自然環境のほか、農場や牧場が作り出す酪農風景が広がっており、「美しい村」としての自然環境と景観があります。

■「タンチョウ」「釧路湿原」に代表される観光資源

タンチョウが飛来する村として全国的に有名であり、タンチョウの美しい姿や雄大な釧路湿原の自然を求めて多くの観光客が訪れます。

■高い乳質の牛乳で作られる乳製品

鶴居産の牛乳から作られる乳製品は品質が高く、特にナチュラルチーズは権威あるコンテストの賞を数多く受賞しています。

■釧路総合振興局管内の中央に位置し、釧路市や空港に近い

釧路総合振興局管内の中央に位置するため、道東観光の拠点としての立地に優れているほか、釧路市や釧路空港へは車で約40分とアクセスが良好です。

■光回線の整備による情報インフラ

情報通信インフラとして村内に光回線が整備されているほか、全戸にIP端末が設置されています。

■鶴居村への愛着度の高さと地域の連帯感の強さ

アンケート調査では、村民の鶴居村への愛着度は非常に高い結果が出ているほか、地域の連帯感が強いことが特徴となっています。

■教育環境が整っている

保育園及び小中学校の連携がとれているだけでなく、地域における教育活動も熱心に行われています。

鶴居村の弱み

■職業の選択肢が少なく雇用の受け皿が不足している

本村は農業を中心に発展してきたことから、雇用の選択肢が少ない状況にあり、様々な職種をカバーする雇用の受け皿が不足しています。

■公共交通の不便さ

村民の生活は自動車を中心とした移動が主体となっており、公共交通機関は路線バスのみとなっています。

■中心市街地の空洞化の進行

人口減少の影響により、中心市街地の小売店や飲食店が少なくなってきており、中心市街地の空洞化が進んできています。

■住環境の選択肢の少なさ

公営住宅や分譲宅地は整備されているものの、民間による賃貸住宅が整備されておらず、移住希望者の多様なニーズに応える住環境が整備されているとはいい難い状況にあります。

第2部 基本構想



第1章 むらづくりの目標



序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

1 むらづくりの方向

本村では、第4次鶴居村総合計画に掲げた「夢・チャレンジ 鶴居びと ～四季の詩が流れる大地～」をむらづくりのテーマとして、その実現に向けた施策を進めてきました。

これまでに展開してきた様々な施策への村民の評価に加え、これからのむらづくりに対する村民意向の調査結果では、総合的にみて“鶴居村は住みやすい”とする意見が多いと考えられます。

しかし、本村では、出生率の低下や進学・就職等を契機とした若い世代の村外転出等を背景に、人口減少、少子高齢化が進行しています。将来にわたって本村が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

特に、タンチョウや釧路湿原などの美しい自然を活かしながら、次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は村外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、村外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるむらづくりを、村民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的な村をつくため、むらづくりの方向を以下のとおり設定します。

むらづくりの方向

◆ 美しい自然を活かしたむらづくり

村の強みである美しい自然の保全と共生を推進するとともに、地域資源を活かした観光や新たな産業の振興に取り組むむらづくりを推進します。

◆ 村民にやさしいむらづくり

村民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、ともに支え合い、生きがいを持って生活することができるむらづくりを推進します。

◆ 「鶴居びと」を醸成するむらづくり

鶴居村に愛着とプライドを持ち、豊かな人間性を持った「鶴居びと」を醸成します。また、「鶴居びと」の資質をもとに、世代や地域、立場を超え、村民と行政が協力し合ってよりよいむらづくりを推進します。

2 むらづくりのテーマ

これまで本村では、次のようなむらづくりのテーマを掲げ、総合計画を進めてきました。

計 画	むらづくりのテーマ
第1次鶴居村総合計画	—
第2次鶴居村総合計画 つるいトータルプラン Wing	拓土に根ざし 明日にはばたけ 鶴の郷
第3次鶴居村総合計画 つるいメロディー・プラン 21	— 自然の音・笑い声が聞こえる — “夢”・小劇場 つるい
第4次鶴居村総合計画	夢・チャレンジ 鶴居びと ～ 四季の詩が流れる大地 ～

これまでの村の歩み、また今後本村が対応すべき課題を踏まえ、鶴居村の村づくりのテーマを次のとおり定めます。

あす
未来を奏でる鶴居スタイルの確立
～協働による新たな時代への挑戦～

未^あ来^すを奏^すでる鶴居スタイルの確立

（協働による新たな時代への挑戦）

人

「鶴居びと」を醸成するむらづくり

- ・ 鶴居村への愛着とプライド
- ・ 豊かな人間性
- ・ ひとづくり＝地域づくり

自然

美しい自然を活かしたむらづくり

- ・ 豊かな自然の保全と共生
- ・ 地域資源の新たな活用
- ・ 産業の振興による雇用づくり

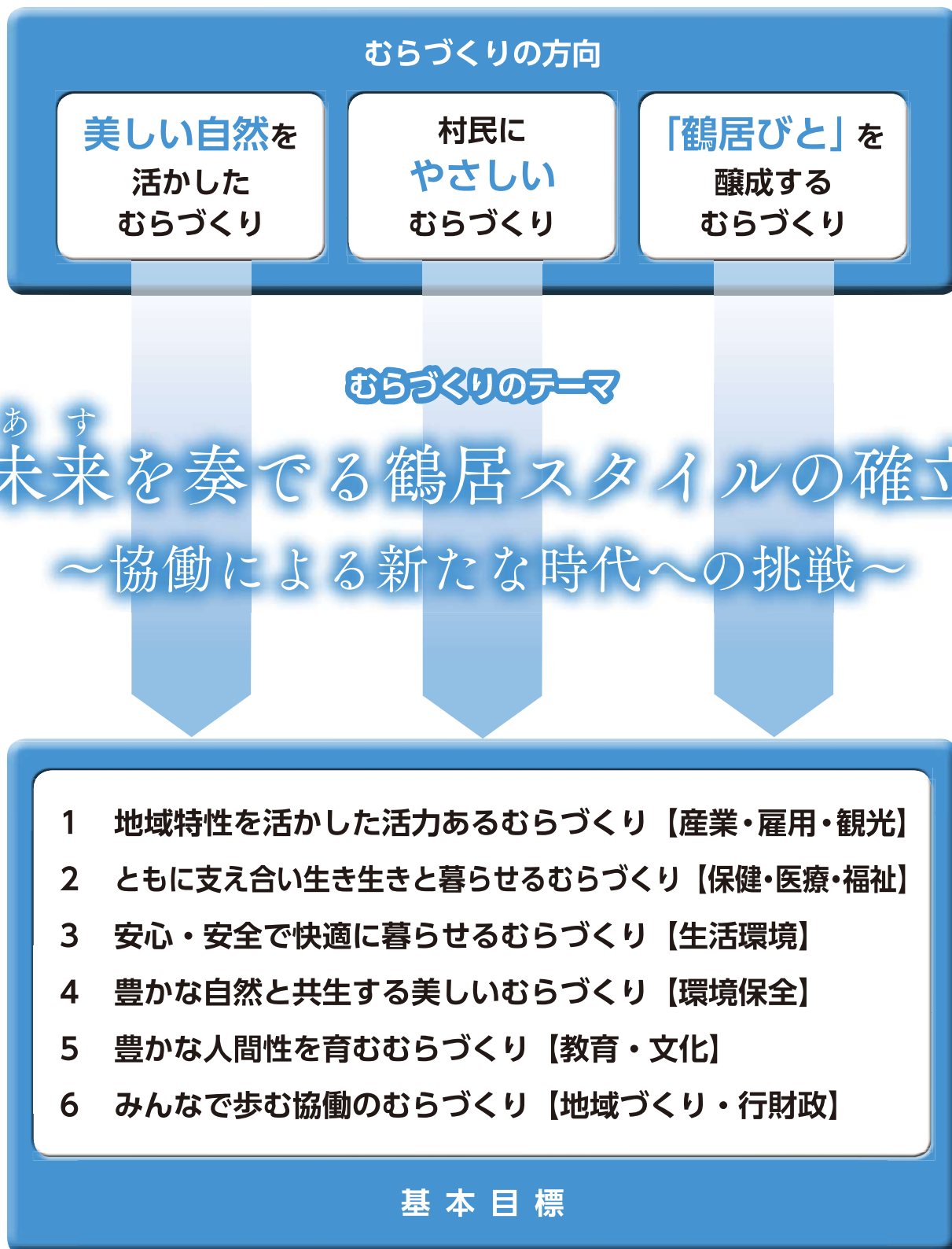
生活

村民にやさしいむらづくり

- ・ 生活基盤の整備
- ・ 保健、医療、福祉の充実
- ・ 人と人とのつながり

3 基本目標

むらづくりのテーマの実現に向けて、むらづくりの方向に基づく基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。



4 土地利用の基本方針

土地はむらづくりを進める上で基礎となるものであり、村では土地利用に関する各種法令に準拠しながら計画的な土地利用に努めてきました。

今後も、豊かな自然を守り、産業を育成し、生活の向上を図るため、この限られた土地の効果的・計画的な活用を図っていく必要があります。

より良いむらづくりの実現に向け、次のような基本方針のもとに土地利用を進めます。

土地利用の基本方針

1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

土地の公共性を尊重し、長期的・全村的な観点に立って、秩序ある土地利用を進めます。

2 豊かな自然環境との共生

釧路湿原などの豊かな自然環境を保全するとともに、美しい自然環境・景観と調和し、第一次産業の村としての生産環境の保全と活用を重視した、持続的発展可能な地域の形成をめざす土地利用を推進します。

3 魅力ある生活空間の形成

人々が集う魅力ある市街地環境・商業環境の創造や快適な居住空間の形成、観光・交流基盤の充実、産業立地の促進、さらには便利で安全な道路・交通体系の確立など、魅力ある生活空間の形成に向けた土地利用を推進します。

4 安全・安心な土地利用の確立

環境保全と地域の活性化の両立をめざし、環境負荷の少ない土地利用を進めるとともに、自然災害の防止対策など、村民生活の安全性を高める土地利用を進めます。

5 将来人口の目標

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本村の将来に様々な影響を与えることが想定されます。村では、平成27年度に策定した「鶴居村人口ビジョン」において、2060年における総人口を2,000人以上確保することを目標としており、独自仮定による将来人口推計では、2027年に総人口は2,225人になると予想しています。

本計画では、今後重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで2027年に2,475人の人口を維持することを目標とします。

	実績値		目標値	
	2012年 (平成24年)	2017年 (平成29年)	2022年	2027年
総人口	2,532人	2,537人	2,500人	2,475人
年少人口 (0～14歳)	341人 (13.5%)	334人 (13.2%)	315人 (12.6%)	311人 (12.6%)
生産年齢人口 (15～64歳)	1,525人 (60.2%)	1,429人 (56.3%)	1,365人 (54.6%)	1,341人 (54.1%)
高齢者人口 (65歳以上)	666人 (26.3%)	774人 (30.5%)	820人 (32.8%)	823人 (33.3%)

※住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

※鶴居村人口ビジョン

第2章 分野別むらづくりの基本方向



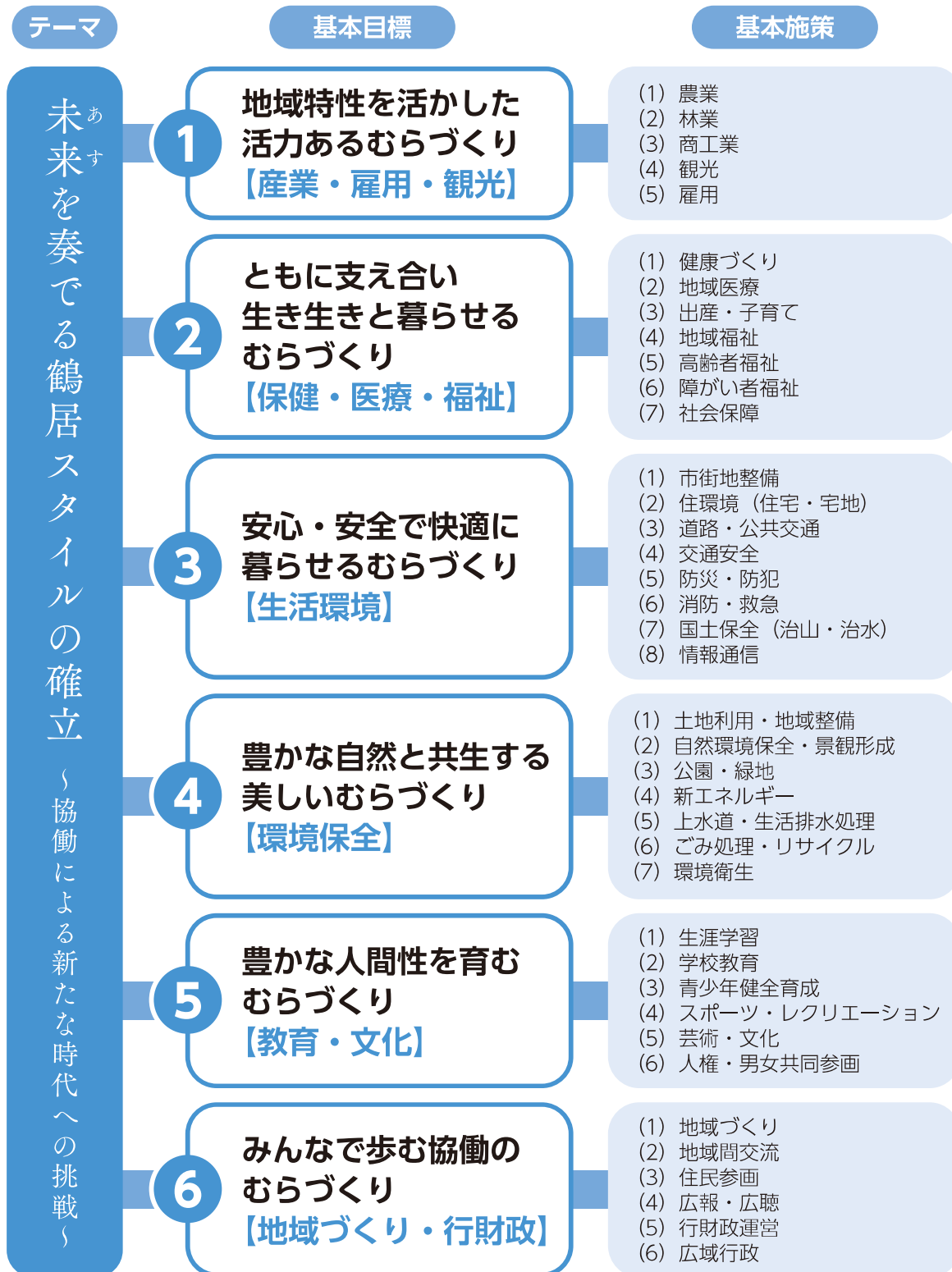
序 第1部
論

基本構想 第2部

基本計画 第3部

資料編

1 施策の体系



2 分野別施策の大綱

むらづくりのテーマ実現に向けて、政策分野別にそれぞれの基本的な方針（施策の大綱）を次のように定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 地域特性を活かした活力あるむらづくり【産業・雇用・観光】

豊かで活力のあるむらづくりに向けて、第一次産業から第三次産業まで多様で調和のとれた魅力と活力あふれる産業振興を推進します。

基本施策

取組の方向

(1) 農業	農業従事者の高齢化の進行や担い手不足に対して、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を促進します。また、新しい農業への取組を推進し、観光との複合的な発展の可能性を検討します。
(2) 林業	環境保全とのバランスを図りながら林業経営の向上に向けた支援を行います。
(3) 商工業	後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根ざした商業の振興をめざします。
(4) 観光	恵まれた自然環境や既存の観光資源に磨きをかけることで、観光の振興を図ります。
(5) 雇用	既存企業の経営強化、新規企業の誘致により、若者や女性の地域内就業を促進します。

基本目標2 ともに支え合い生き生きと暮らせるむらづくり【保健・医療・福祉】

すべての住民が健やかに安心した生活が送れるように健康・福祉の向上に努めます。各種保健事業を充実させるとともに、住民組織や団体などと連携し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。また、住民の命を守るため安心して必要な医療を受けることができる環境や救急医療体制の整備に努めます。

基本施策

取組の方向

(1) 健康づくり	村民一人ひとりが生活習慣の改善に努め、発病を予防する一次予防を促進し、健康的に活動できるむらづくりを推進します。
(2) 地域医療	村内の医療サービスを向上するとともに、広域的な連携により多様な医療ニーズに対応できる体制の整備を推進します。
(3) 出産・子育て	安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て施設の整備・改修、保育サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する活動を促進します。また、仕事と子育ての両立支援や経済的支援の拡充に努めます。
(4) 地域福祉	保健・医療・福祉の各機能の連携のもとに、村民の福祉意識、ボランティア意識の高揚に努めます。
(5) 高齢者福祉	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステム [*] の構築を推進します。また、家庭、地域、職場等のあらゆる場面において、高齢者の生きがいづくりや社会参加の拡充に努めます。
(6) 障がい者福祉	障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、社会参加と自立を基本として相談・指導体制、在宅福祉の充実に努めます。
(7) 社会保障	村民が安心して生活できる社会保障を確立するため、生活保護制度や国民健康保険、国民年金等の社会保障制度について、広報活動の拡大や相談体制の強化により適正な運用を推進します。

※地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。

基本目標3 安心・安全で快適に暮らせるむらづくり【生活環境】

本村を取り巻く豊かで美しい自然環境と調和した、誰もが快適で暮らしやすく、安らぎと
うらおいのある生活環境の形成を推進します。

また、消防・救急体制の充実、交通安全・防犯対策の推進などの取組を進め、誰もが安心・
安全で快適に暮らせるむらをめざします。

基本施策

取組の方向

(1) 市街地整備	美しい村にふさわしい環境となるよう、市街地や集落の整備に努めます。
(2) 住環境 (住宅・宅地)	定住や移住を促進する基盤として、利便性に配慮した公営住宅の整備や宅地の分譲を推進します。
(3) 道路・公共交通	村内の生活道路、農道や林道等の役割に応じて、路線相互の機能が十分に発揮できるように計画的な道路の整備を推進します。また、公共交通については、新公共交通システムの整備に向けた検討を進めます。
(4) 交通安全	村民の交通安全思想の普及に努めるとともに、計画的に交通安全施設の整備を推進します。
(5) 防災・防犯	安心して暮らせるむらづくりをめざし、行政と地域の連携による防災・減災体制の強化を図ります。また、防犯に対する意識を啓発するとともに犯罪の未然防止に向けた取組を行います。
(6) 消防・救急	事故や災害の発生に対応できる体制を整備するとともに、火災や救急対応に関する意識啓発を図ります。
(7) 国土保全 (治山・治水)	災害から村民の生命や財産を守るため、また、森林の保全、水源のかん養を図るため、山地や河川の危険箇所の実態把握に努めます。さらに、国や道と連携しつつ、継続的に治山・治水事業を推進します。
(8) 情報通信	急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤を整備し、協働のむらづくりに向けた情報の発信や共有、効率的な行政運営に向けた取組を推進します。

基本目標4 豊かな自然と共生する美しいむらづくり【環境保全】

本村には豊かな自然、美しい景観など都市では得ることのできない魅力があります。その魅力を次の世代へと大切につなぐため、自然と調和した循環型社会の形成を図ります。また、公園や緑地の整備、景観形成などを通じて「美しい村」にふさわしいむらづくりを推進します。

基本施策

取組の方向

(1) 土地利用・地域整備	自然、社会、経済、文化といった諸条件に配慮しつつ、快適な生活環境の確保と産業等の均衡ある発展をめざして、計画的、効率的な土地利用を推進します。
(2) 自然環境保全・景観形成	本村の優れた自然環境や農業景観等を環境資源ととらえ、鶴居村環境基本計画に基づきその保全・活用に努めます。さらに、緑や花が身近にある環境づくりを展開します。
(3) 公園・緑地	子どもから高齢者までのすべての村民が気軽に利用でき、交流が深められるオープンスペースとしての公園・緑地の整備を推進します。
(4) 新エネルギー	太陽光発電やバイオガス発電*など、新エネルギーの導入を推進します。
(5) 上水道・生活排水処理	水道施設の計画的な維持管理により、安全で衛生的な上水及び営農用水の安定的な供給に努めます。また、環境保全の観点から、生活排水処理設備の維持管理や個別排水処理設備の利用促進を行います。
(6) ごみ処理・リサイクル	広域的な連携を強化して、ごみ処理の推進を図ります。また、4R運動*を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。
(7) 環境衛生	葬斎場や墓地の適切な維持管理に努め、周辺を含めた環境の向上を推進します。

※バイオガス発電

再生可能エネルギーのひとつで、家畜の糞尿、食品廃棄物、木質廃材といった有機ゴミからバイオガスを生成し、そのバイオガスを燃やして発電する方法。

※4R運動

リフューズ (Refuse) = 「ごみの発生回避」、リデュース (Reduce) = 「ごみの排出抑制」、リユース (Reuse) = 「製品・部品の再利用」、リサイクル (Recycle) = 「再資源化」の4つの言葉をキーワードとする運動のこと。

基本目標5 豊かな人間性を育むむらづくり【教育・文化】

次代を担う子どもが健やかに育つための教育環境の充実、各世代が生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境の整備を図り、豊かな人間性を備えた「鶴居びと」の醸成をめざします。

基本施策

取組の方向

(1) 生涯学習	村民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図ります。
(2) 学校教育	次代を担う児童・生徒一人ひとりが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野を身につけることができるよう、教育内容や学校施設の充実を図ります。また、学校と地域社会が連携しながら、児童・生徒が故郷に愛着と誇りを持てる特色ある教育を進めます。
(3) 青少年健全育成	次代を担う人づくりとして、青少年が豊かな心とたくましさを持ち、創造性、社会性を身につけることができるよう、家庭と地域、学校が連携を深めながら、社会参加活動の充実を図ります。
(4) スポーツ・レクリエーション	体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、スポーツの指導体制やスポーツ施設の充実により、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を進めます。
(5) 芸術・文化	優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるむらづくりを進めます。また、村民の自主的な活動による新しい文化の創造を支援します。
(6) 人権・男女共同参画	基本的な人権教育や、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて普及・啓発を推進します。

基本目標6 みんなで歩む協働のむらづくり【地域づくり・行財政】

積極的な情報公開と村民参画による協働の取組を推進するとともに、自主・自立した行財政基盤、効率的で健全な行財政を進める体制を確立し、信頼される行政運営を推進します。

また、自分たちの村は自分たちがつくるという共通認識のもと、住民と行政が自助・共助・公助を基本にした協働のむらづくりを進めていきます。

基本施策

取組の方向

(1) 地域づくり	地域づくりやコミュニティ活動が活発に行われるよう、施設の維持管理や住民活動への支援を行います。
(2) 地域間交流	人材育成や地域の活性化を図るため、国内外における地域間交流を推進します。
(3) 住民参画	村民と行政が一体となった協働のむらづくりを進めるため、村政や地域活動に積極的に参画するための場づくりを推進します。
(4) 広報・広聴	村民参画を促進し、協働のむらづくりを進めるため、広報・広聴活動を充実し、行政情報を積極的に発信します。また、村出身者や村外の方に対して広く本村の魅力を発信するため、あらゆる機会を通じてPR活動を展開します。
(5) 行財政運営	効率的な行政運営に向けた適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進します。また、安定的な自主財源の確保に努め、民間活力の活用や重点施策への優先的投資等、効果的な財政運営を図ります。
(6) 広域行政	行政需要の多様化や村民の生活圏の広域化、政策課題の広域化等に対応するため、周辺市町との連携を強化し、広域行政を推進します。

3 重点プロジェクト

本計画を推進する上では、6つの基本目標と基本施策ごとの取組を総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本村の新たなむらづくりにおいて、重点課題に対して分野横断的な対応により村が一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、必要な取組を抽出し、「重点プロジェクト」として設定します。

重点課題

- 酪農をはじめとした農業の持続的発展
- 担い手対策
- 生産品の付加価値向上
- 新しい農業への取組の推進

農業強化プロジェクト

- 農業の高度化と成長産業化
- 新規就農者等、担い手・後継者の育成支援
- 生産品のブランド力の向上と販路拡大に向けた取組
- 新しい農業の事業化への支援

重点課題

- 住民参画の促進
- 地域力の向上

地域を支える ひとづくりプロジェクト

- むらづくりや地域活性化に関する支援の推進と活動の拡大促進
- 学校教育、青少年教育の推進
- 住民参画の場づくり
- 地域のリーダー育成
- 地域間交流の推進

重点課題

- 雇用対策
- 滞在型観光の推進

新たな雇用 創出プロジェクト

- 地場産品を中心とした6次産業化[※]の促進
- 滞在型観光推進による雇用の創出
- 新規起業、創業の支援

重点課題

- 少子高齢化の進展
- 多様な子育てニーズ
- 地域包括ケアの進展

住民福祉 向上プロジェクト

- 子ども・子育て施設の整備充実
- 高齢者福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 医療・介護の連携推進

重点課題

- 自然保護、環境保全
- タンチョウとの共生

鶴居モデル構築に向けた 環境共生プロジェクト

- タンチョウとの共生に向けた鶴居モデルの構築
- バイオマス等による新エネルギーへの取組

※6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。